### 民法一〇二条論

法定代理人としての制限行為能力者をめぐる思索として-

水 恵 介

清

序 論 ― 債権法改正による成年後見法への限定的影響

二 民法一〇二条の制定段階 ― 立法趣旨再考を含めて

(一) 法典調査会の審議

(二) 大審院判例の出現

(三) 立法趣旨再考 — 法定代理人としての制限行為能力者の非不利益性と取消否定

三 成年後見制度の抜本改正 ― パターンの増加による実質的影響

四 民法一〇二条の改正 ― 取消しの可否をめぐる審議経過

(一) 民法(債権法)改正検討委員会案

民法一〇二条論 (清水)

- (二) 民法改正研究会案
- 三) 法制審議会民法(債権関係)部会の審議
- (四) 小 括

五検討

- (一) 序 説 ― 法定代理における取消肯定案の批判的考察
- (二) 本文とただし書の峻別の当否
- (三) 本人の不利益性の実質的検討
- (四) 法定代理人の適格性と法定代理権の代行・
- (五) 任意代理と法定代理の質的相違
- (六) 本稿の結論

六 結 語

序 論 ― 債権法改正による成年後見法への限定的影響

対象とされたものの、行為能力を含む人の規定 を見直すものとされたことから、民法第一編、民法総則の規定のうち、代理を含む法律行為の規定 今般のいわゆる債権法改正 (平成二九年法律第四四号によるもの)は、 (第二章) は検討対象とされなかった。 (2) 契約に関する規定を中心に、「債権関係の規定」 (第五章) は検討

上に位置づけられる規定の検討を鈍らせる要因となり得るのではないか。そうした規定の一例として、民法一○二条 しかし、このように、民法という一つの法律の中で、検討対象の人為的な線引きをすると、時として、その境界線

正が加えられるものとされた。 の行為能力を扱う民法一〇二条は、 が挙げられる。すなわち、代理は検討対象の範囲内であり、行為能力は検討対象の範囲外であるという中で、代理人 (民法九九条以下) に置かれていたがゆえに検討対象に含められ、 その境界線上の規定として位置づけられる。 しかも、数年にわたる審議の末に全面改 ところが、 同条は、 法律行為の章中

置いていることから、今般の改正の検討対象から明らかに外されたはずの成年後見関係規定に対して、 も直接の影響を及ぼすものとなっている。 した行為」の取消しを認める旨の明文規定となっており、 さらに、本改正が創設した民法一〇二条ただし書は、「制限行為能力者が他の制限行為能力者の法定代理人として 主に(保佐・補助を含めた広義の)成年後見の場面を念頭に 限定的ながら

らかにしたい。 観察するにとどまらず、その論議の中では十分に検討されなかったと思われる、成年後見法ないしは法定代理法、 して、その結果、 るいは代理法一般の視点からの同条の再評価を試み、同条をめぐる今般の議論を外在的に観察することとしたい。そ そこで、本稿は、 同条については、積極的な意味において、改正を加えず現状維持にとどめるべきであったことを明 改正後の民法一〇二条の立法論的当否を中心に検討を加えるものの、今般の改正論議を内在的に あ

た上で (四)、 の主な法改正として、 以下、民法一〇二条 分析の視点を明らかにしつつ、同条のあり方に関する上記の管見を提示すべく検討を進めることとす 現行成年後見制度の制定による影響を考察し(三)、今般の債権法改正における議論を整理し (改正後の同条本文)の制定段階での審議を踏まえた立法趣旨の再考を試みた後(二)、 制定後

る(五)。

# 二 民法一〇二条の制定段階 ― 立法趣旨再考を含めて

#### 一) 法典調査会の審議

た民法一〇二条の妥当性が審議されることとなったからである。 おいて、「代理人ハ能力者タルコトヲ要セス但代理人カ無能力者ナルトキハ其代理人ハ本人ニ対シテ無能力者ニ特別 法定代理も含めた代理共通の規定とする趣旨で、明治二七(一八九四)年四月六日に開催された第一回法典調査会に 委任者ニ対シテハ無能力者ノ制限アル責任ノミヲ負担ス」として、いわゆる任意代理に限定した規定であったのを、 ナル責任ノミヲ負フ」との規定として提案されたものに由来し、したがって、ここにおいて初めて、法定代理を含め 現行民法一〇二条(改正後の同条本文)の立法趣旨を考える上で、まず、 同条は、旧民法財産取得編二三四条が、「代理ハ無能力者ニモ有効ニ之ヲ委任スルコトヲ得然レトモ其代理人ハ 法典調査会での審議を参照したい。

ことが説明された。 力者であっても自己を代理するのに適任であると思慮した以上はこれに代理を委任するのに何の差支えもないという を負う者は代理人でなく本人であるから、 が説かれる。すなわち、④代理人という者は本人に代わって行為をなす者であり、その行為によって権利を得、 この審議では、提案者の富井政章より、冒頭において、今日の教科書にも継承されているような一般的な立法趣旨 代理人に能力があるということは必要でないということと、 (b)たとえ無能

「廣イ規定ニシテ置イタ方ガ實際便利デアラウト考へタ」とした。また、「若シ委任ニ限ル規定トシテ置ケバ法律上ノ その上で、富井は、法定代理(議事上は「法律上ノ代理」)については心の趣旨によることができないとしつつも、

害はないであろうことを指摘した。 もし万が一あったときはその未成年者といい又は準禁治産者というものを裁判所が適任者とみたのであるから別段弊 失踪(不在者財産管理人) 特別規定があって後見人は未成年者であることもできず、また準禁治産者であることもできないとなっており、 において、まず禁治産者 代理ニ付テハー々反對ノ規定ヲ掲ゲネバナラヌ」ものの、その必要はないと述べ、その理由として、無能力の原因中 んその規定が採用になるであろうこと(制定当初の民法九○八条一号・二号、平成一一年改正前民法八四六条一号・二号)、 成年者と準禁治産者 (現在の被保佐人)も、 の場合は実際、 (現在の成年被後見人) は代理権消滅の原因となっていること 裁判所が未成年者又は準禁治産者を選任することは決してないであろうし、 法定代理の最も主な後見については旧民法人事編(一八〇条一号・二号)に (民法一一一条一項) 一号)、 残る未

7) 1 3 5) カ無能力者ナルトキハ其代理人ハ本人ニ対シテ無能力者ニ特別ナル責任ノミヲ負フ」とするもの)の削除説をめぐって議論。 ずしもないようなものには何ら言及がなされず、むしろ上記のただし書 禁治産者が後見人になる二つのパターンの計四パターン 理人と制限行為能力者 のパターン、とりわけ、 力者の保護者 しかし、こうした理由付けは、当時の規定に照らしてもみても、やや粗かったように思われる。すなわち、 富井が指摘したパターンは、親権者・後見人が禁治産者(成年被後見人)になる二つのパターンと未成年者・準 や親権者 (親権者と後見人〔未成年後見人・成年後見人〕)に限ったとしても理論上一○パターンあるところ、 ・後見人が準禁治産者 (審議当時の無能力者) 未成年者・禁治産者 が同一人の属性として競合するに至る場面は、法定代理人を制限行為能 (成年被後見人)・準禁治産者 (被保佐人) (被保佐人) になるパターン (後記表1の2・6・7・9)を指摘するにとどまり、 (債権法改正後のただし書とは異なる (表1の8・10) が親権者になるパターン のように、 反対の規定が必 「但代理人 そのう 法定代 その他

紛糾したため(その結果、賛成多数によ

ま、「代理人ハ能力者タルコトヲ要セ

ターンをめぐる議論が深められないま

ただし書が削除された。)、種々のパ

表 1 現行民法制定時のパターン

	パターン	制定当時の帰結
1	未成年者が親権者になる	当該親権者の親権者・未成年後見人による親権代行の規定 (制定当初の民法 895 条・934 条 2 項本文、現行民法 833 条・867 条 1 項) が用意されたものの、当該親権者の親権 者・未成年後見人が不存在であるため、当該親権者自らが 法定代理人となる場合があり得る。
2	未成年者が後見人になる	欠格事由(制定当初の民法 908 条 1 号、戦後改正後の 846 条 1 号、現行民法 847 条 1 号) に当たり、法定代理人とな らない。
3	禁治産者が親権者になる	民法 102 条の射程範囲?
4	禁治産者が後見人になる	欠格事由(制定当初の民法908条2号、戦後改正後の846条2号、平成11年改正法により削除)に当たり、法定代理人とならない。
5	準禁治産者が親権者にな る	民法 102 条の射程範囲?
6	準禁治産者が後見人にな る	欠格事由(制定当初の民法908条2号、戦後改正後の846条2号、平成11年改正法により削除)に当たり、法定代理人とならない。
7	親権者が禁治産者になる	代理権消滅事由(民法 111 条 1 項 2 号)に当たり、法定代理人とはならない。親権行使を否定した大審院判例(大判明治 39 年 4 月 2 日民録 12 輯 553 頁)がある(後述)。
8	親権者が準禁治産者になる	民法 102 条の射程範囲?ただし、親権行使を否定した大審 院判例(大判明治 39 年 4 月 2 日民録 12 輯 553 頁) がある (後述)。
9	後見人が禁治産者になる	代理権消滅事由(民法 111 条 1 項 2 号)に当たり、法定代理人とはならない。
10	後見人が準禁治産者にな る	民法 102 条の射程範囲?ただし、親権行使を否定した大審 院判例(大判明治 39 年 4 月 2 日民録 12 輯 553 頁)の射程 範囲?

ス」との広汎な射程をもつ規定として 制定されるとの経緯をたどることと なった。 この審議中に富井が、禁治産者(成 そ被後見人)は代理権消滅の原因であ るから、初めから禁治産者は代理人と なることはできないと当初述べていた のを間違いと認めて訂正し、初めから と代理権が消滅するということは別の と代理権が消滅するということは別の とのであると述べるに至った点に鑑み ものであると述べるに至った点に鑑み なる場面と、法定代理人が制限行為能

力者になる場面とは区別して議論すべきであったものの、当該訂正の発言が同条の審議の最終盤になされたこともあ この区別を踏まえた議論もついに展開されることはなかった。

#### 二) 大審院判例の出現

院明治三九(一九〇六)年四月二日判決(民録一二輯五五三頁)は、「未成年者ノ父又ハ母カ禁治産者又ハ準禁治産者ナ を明らかにした。 になるとのパターン(表1の七・八)について、民法一〇二条にはよらず、法定代理人としての地位を否定する立場 ルトキハ又親権ヲ行フコトヲ得サルモノト解スルヲ當然トス」と判示し、つまりは、親権者が禁治産者・準禁治産者 こうした法典調査会での審議の不完全さは、民法制定後一○年も経たないうちに早くも露呈することとなる。

その理由は比較的詳細であり、現代語で表記するならば以下のとおりとなる。

能力者の保護はこれを全うすることができず、その本人保護の必要上設けた立法の目的を達することができないのは ることができるものとすれば、そのために代理人となった無能力者の保護に欠けることがないとしても、本人たる無 もしこの場合にも代理人が能力者であることを要しないとの原則を適用し、 理人にその効力を及ぼすことがないため、代理人となった無能力者の保護に欠けるところがないからであるが、 力者のために設けた法定代理の規定は実に本人が無能力であるゆえにその本人を保護するために定めたものであり、 代理人が能力者であることを要しないのを原則とする理由は、代理行為は直接に本人に対してその効力を生じ、代 無能力者をして他の無能力者を代理させ

明らかである。これは、 子の保護は少しもこれを顧みないが如き不当な主義を採ったものとなるに至る。このようなことは到底これを是認す は母が禁治産者又は準禁治産者である場合については明文がないといえども特にこれを除外して親権を行うことを許 る後見人の欠格事由)において親権者又は後見人は能力者であることを要する趣旨を明らかにした理由であって、 ることができない。 わって親権を行うことができるが如き奇観を呈し、また、 未成年者すらなお親権を行うことができないのに反し、心神喪失の常況にある禁治産者はかえって当該未成年者に代 したものと解することができない。もしその明文がないゆえに反対に解すべきとすれば、子を有するまでに成長した 前述した数個の法条 (制定当時の民法ハ九五条・九三四条二項が定める親権代行と同九○ハ条が定め 法律は禁治産者又は準禁治産者の保護のみを厚くしてその

べきものとされた 定が存在しないため、 もっとも、 禁治産者・準禁治産者となった父・母 その未成年の子に対して親権を行う者がないときに該当するものとして、未成年後見を開始す (親権者) の保護者(成年後見人・保佐人)の親権代行に関する規

るものであり、 この判決は、 大審院は、民法一〇二条により取消しを否定した原判決を破毀して控訴院に差し戻した。 準禁治産者 (被保佐人) が親権者の名義でした借財を取り消すことができるかが争われた事案に関す

否以前に無権代理となり、そもそも民法一〇二条の適用問題とはならない。また、このパターンは、 の親権者が禁治産者となれば、当時の法律も現行法上も代理権は消滅するため(民法一一一条一項二号)、取消しの可 それゆえ、 禁治産者に関する判示部分は傍論となる。 実際上も、 準禁治産者の場合とは異なり、 法定代理人として 前記法典調査会

の審議においても、同条が適用されない場合として指摘済みのものであった。

されないパターンに限られることとなる。 (6) と、未成年者が親権者となり (表1の1)、かつ、当該未成年者に親権者・未成年後見人がいないために親権代行がな 上の法定代理における民法一〇二条の射程範囲は、禁治産者・準禁治産者が親権者となるパターン を適用せず、親権者・後見人が禁治産者となるパターン(表1の7・9)と同様の解決を準禁治産者にも拡張した点 に意義がある。 そして、この判決の趣旨は、 そうすると、この判決は、 (後見開始審判) だけでなく、準禁治産宣告 (保佐開始審判) にも準用するに等しい解決をしたこととなる。 換言すれば、 代理権共通の消滅事由を定める民法一一一条一項二号を、 事案のとおり、 後見人が準禁治産者になるパターン (表1の10) にも及ぼし得るため、 親権者が準禁治産者となるパターン(表1の8)について民法一〇二条 法定代理権については禁治産 (表1の3・5) 行為能力制度

## 立法趣旨再考 法定代理人としての制限行為能力者の非不利益性と取消否定

こなかったものである。

しかし、これらのパターンはいずれも、

前記法典調査会の審議には表れて

前記法典調査会の審議において富井が説いた@⑤二つの立法趣旨は、 今日、 より洗練される方向で以下のように整

理される。

に選んだ本人がリスクを負えばよいといえる」などと説かれる。これをさらに定式化すれば、「『 すなわち、⑷については、「代理人が契約を結んでも、その効果は本人に帰属するから、 制限能力者保護の制度趣旨を妥当させる必要がない」と説かれ、 (b)については、「あえて制限能力者を代理人 代理人自身に不利益は及 (a) は、 効果帰属を受け

ない代理人の非不利益性を意味し、 bは、自ら代理人を選任した本人の不利益の甘受を意味する。

行為をした取引の相手方の不都合を意味するであろう。その取消しを否定することで、 ければならないはずである。すなわち、 を否定できる根拠よりも先に、まずは原則通り取消しが認められたならば生じるであろう不都合が語られるものでな 代理行為の取消しが認められるはずのところこれを否定する例外規定として位置づけられるものであるから、 なっていない。民法一○二条は、法律行為の一種である代理行為について、本来であれば制限行為能力を理 が否定されることの正当化根拠を示すものにすぎず、取消しを否定することにより達成すべき目的を語るものとは 定程度図られることとなる。これこそが民法一〇二条が達成すべき目的と捉えられよう。 かしながら、 今日の基本書・教科書で繰り返し説かれるこれらの立法趣旨は、 取消しが認められた場合の不都合とは、 通常、 制限行為能力を理由とする取消し いわば相手方の取引の安全が 制限行為能力者との間で代理 由とする 取消し

この結論は、別の観点からも基礎づけることができる。

はその通りであるが、代理の付随的効果に鑑みれば、必ずしもそうとはいえない。 上記の立法趣旨@にいう代理人の非不利益性は、 確かに、 代理の本来的効果 (法律効果の本人への直接的帰属 から

この規定があるからこそ、 同条の免責事由とされているため、これにより制限行為能力者たる代理人は不利益を免れる構造となっているものの である。 民法一一七条が定める無権代理人の責任は、 この規定を通じて代理人になお不利益が及ぶ場合があり得ることとなる。この点、 代理人の非不利益性を語ることが可能となっているにすぎない。 本人ではなく代理人自身に損害賠償責任等の効果が帰属する例外 確かに、 制限行為能力は 事 由

しかも、

制限行為能力者が法定代理人の同意を得て無権代理行為をした場合には、このような場合にまで第三者を

利益性を語ることはできなくなるであろう。 と同様に、 犠牲にして制限行為能力者を保護する必要性はないとの理由から、ドイツ民法一七九条三項ただし書が定めているの 能力者と同 の責任を負わせるべきと説かれている。この見解に従うならば、® よりいっそう代理人の

きるのである。 理人の責任は遡及して消滅することとなるため、これにより制限行為能力者自身の保護は達成可能であり、 る制限行為能力者の保護は、 は不要となる。すなわち、 そうであるならば、 むしろ原則通り、 民法一一七条二項(債権法改正後の同条二項三号)が免責を認める趣旨として一般に説かれ 直接的な免責規定を置くことのほかに、 制限行為能力を理由に代理行為を取り消せるとするならば、 原則通り取消しを認めることによっても達成で 結果的 免責規定

け取引の安全が確保されることとなる。 為能力(による取消しの) 相手方の取引安全の観点から基礎づけるべきものと思われる。すなわち、民法一〇二条は、代理取引における制限行 はなく、代理人との取引である限り、 それゆえ、 やはり、 代理人の非不利益性のみから取消否定を導くことはできないのであって、取消否定はあくまで リスクから相手方を解放する意義があるとみられる。 当該代理人が制限行為能力者かどうかを逐一確かめずとも取引でき、 相手方としては、本人との直接取引で その分だ

保護規定であり、 礎づけることとなろう。 代理取引についてのみこのように扱うことがなぜ正当化されるのかについては、 (同一一四条)・取消権 これらはいずれも全体として代理制度の信頼維持に寄与している。 表見代理 (民法一〇九条・一一〇条・一一二条) (同一一五条) もまた、本人との直接取引にはみられない代理取引独自の相手方 のみならず、 代理制度の信頼維持の観点から基 無権代理人の責任 代理取引は、 本来、 同 本人・代理 七条)、

手方間の直接取引と比べて元来リスクの高い取引形態であるため、 人間の代理関係と代理人・相手方間の代理行為が正常に連結して初めて有効性を確保できる取引であって、 代理取引の活用を促し、取引全体の活発化を企図しているものとみられる。 これらの保護規定を用意することで制度の信頼性 本人・相

ことで、 民法一〇二条もまた、 その達成手段としての取消否定を正当化するための根拠と位置づけられよう。 代理制度の信頼維持に寄与するものと捉えられる。これこそが同条の達成目的であり、 上記一連の保護規定と同様に、代理取引における制限行為能力リスクから相手方を解放する 前 記 (a) (b)の立法趣旨

のためのやむを得ない制約と捉えられたのではないかと考えられる。 理取引が無権代理となった場合に責任追及が認められず、そのため、このリスクをも回避しようとするならば、 権を有するか否かに注意を向ければ足り、仮に無権代理となっても追認の余地があるほか、 きるものである。 リスクはあくまで無権代理によるリスクの一部に過ぎず、 のところ、代理取引であっても当該代理人が制限行為能力者か否かを確認せざるを得ないこととなるが、この場合の もちろん、 表見代理による保護もあり得るため、 前述のとおり、民法一一七条責任が免責されていることで、相手方にとっては、 すなわち、相手方としては、 民法一一七条責任のみが否定されることとなっても、 かかる無権代理リスクを回避するために、基本的には、 制限行為能力を理由とする取消しのリスクとは一応区別で 前述した催告権 制限行為能力者との代 制限行為能力者保護 代理人が代理 取消

## 成年後見制度の抜本改正 パターンの増加による実質的影響

的改正を受けた成年後見制度である。 制定後、民法一〇二条に影響を及ぼす次の大きな契機となったのが、平成一一(一九九九)年改正民法により抜本

この改正により、 民法一〇二条の文言自体が変わったわけではないものの、 以下の三つの改正点により実質的な影

響が及ぶこととなった。

この点から、常にではないものの、オプションとしての代理権付与審判によって、保佐人も一種の法定代理人となり 得ることとなり、保佐人自身が保佐開始審判を受けて被保佐人となった場合のように、法定代理人と制限行為能力者 の競合パターンがその分だけ増加することとなった(後記表2の3・7・11・23・24)。 第一に、改正前には認められなかった保佐人の代理権付与が認められるようになった点である (民法八七六条の四)。

えないが「不十分」である者(被補助人)について開始される補助の類型を創設し、 なった。ここでは、 ての代理権付与審判を可能としたことから(民法八七六条の九)、補助人もまた一種の法定代理人となり得ることと 補助の三段階での弾力的運用を可能とする改正を施した。そして、 他の類型との組合せにより、 補助類型を創設した点である(民法八七六条の六以下)。すなわち、 制限行為能力者の新類型としての被補助人と、 いっそう多くの新たな競合パターンが生じることとなった 法定代理人の新類型としての補助人が同 保佐人に対するのと同様に、 事理弁識能力が「著しく」とまではい 能力の程度に応じた後見・保 (表2の4・8・ オプションとし 時に創設 12

なった (表2の6・7・10 力者が法定代理人となり得なかったパターンが、少なくとも理論上は競合可能なパターンとして数えられることと た点である 第三に、成年被後見人(かつての禁治産者)と被保佐人(かつての準禁治産者)を後見人・保佐人の欠格事由から外し (民法八四七条・八七六条の二第二項参照)。 これにより、 11 かつては欠格事由規定の存在により、 制限行為能

残る二一のパターンについては競合可能と解され、これらにつき民法一○二条を適用し、 引き続き法定代理権の消滅事由とされている後見開始審判の場合(表2の17・20・23・26)とを除いたとしても、 あることとなった。これは、同条制定当初は三つのパターン(表1の1・3・5、表2の1・5・9に対応)にほぼ限ら れていたのと比べるならば、 こうして増加した競合パターン中、成年後見の分野で欠格事由として残された未成年者の場合(表2の2~4)と、 極めて大きな変化といえる。 取消しが否定される余地が

はいえなくなっている。 れたもののうち、 しかも、 制定時の法典調査会の審議において、「一々反對ノ規定ヲ掲ゲネバナラヌ」必要がない理由として挙げら 欠格事由の点は、 その範囲が未成年者のみに縮小されたことから、もはや理由として強固なものと

25 27 . 28 は専門職後見人の 5 9 · 13 現実的にも、 を生じる可能性は、 のほか、晩婚化等による親権者の高齢化、 高齢化により、 成年後見制度を利用している知的障害者等に子が生まれ、 一○○年以上前の民法制定当初よりも明らかに増大しているであろう。 親権者や後見人等が制限行為能力者になるとの事例 高齢化社会の進展に伴う後見人としての子の高齢化、 親権者になるとの (表2の18 19 事例 21 22 さらに (表2の -.-24

#### 表 2 現在のパターン

	パターン	帰結
1	未成年者が親権者になる	(表1の1) 親権代行者(民法833条・867条1項)の 不存在により、当該親権者自らが法定代理人となる場
		合があり得る。
2	未成年者が後見人になる	(表1の2) 欠格事由(民法847条1号)に当たり、法 定代理人とならない。
3	未成年者が保佐人になる	欠格事由(民法 876 条の 2 第 2 項・847 条 1 号)に当 たり、法定代理人とならない。
4	未成年者が補助人になる	欠格事由(民法 876 条の 7 第 2 項・847 条 1 号)に当 たり、法定代理人とならない。
5	成年被後見人が親権者にな る	(表1の3)
6	成年被後見人が後見人になる	(表1の4) 平成11年改正法による欠格事由規定の削除
7	成年被後見人が保佐人にな る	平成 11 年改正法による欠格事由規定の削除
8	成年被後見人が補助人にな る	
9	被保佐人が親権者になる	(表1の5)
10	被保佐人が後見人になる	(表1の6) 平成11年改正法による欠格事由規定の削除
11	被保佐人が保佐人になる	平成 11 年改正法による欠格事由規定の削除
12	被保佐人が補助人になる	
13	被補助人が親権者になる	
14	被補助人が後見人になる	
15	被補助人が保佐人になる	
16	被補助人が補助人になる	
17	親権者が成年被後見人になる	(表1の7) 民法111条1項2号による代理権消滅
18	親権者が被保佐人になる	(表1の8) 親権行使否定の大審院判例(大判明治39年4月2日民録12輯553頁)
19	親権者が被補助人になる	
20	後見人が成年被後見人にな る	(表1の9) 民法111条1項2号による代理権消滅
21	後見人が被保佐人になる	(表 1 の 10) 親権行使否定の大審院判例(大判明治 39 年 4 月 2 日民録 12 輯 553 頁)の射程範囲?
22	後見人が被補助人になる	
23	保佐人が成年被後見人になる	民法 111 条 1 項 2 号による代理権消滅
24	保佐人が被保佐人になる	
25	保佐人が被補助人になる	
26	補助人が成年被後見人にな る	民法 111 条 1 項 2 号による代理権消滅
27	補助人が被保佐人になる	
28	補助人が被補助人になる	
_ 40	THW///TIXTHW///による	

# 四 民法一〇二条の改正 ― 取消しの可否をめぐる審議経過

平成一六(二○○四)年改正により現代語化された当時の条文「代理人は、行為能力者であることを要しない」を全 に改めた。 ただし、 面的に見直し、「制限行為能力者が代理人としてした行為は、行為能力の制限によっては取り消すことができない。 今般の債権法改正は、以上に述べた状況において、民法一○二条を改正するとの立法判断を下した。具体的には、 制限行為能力者が他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為については、この限りでない」との規定

場面を取り上げて紹介し、とりわけ、その審議の中で、 いかなる利益衡量が行われたかを明らかにしたい。 ここに至るまでの立法過程は数年間にわたり多段階で行われたため、以下、 制限行為能力を理由とする法定代理行為の取消しをめぐり、 同条の実質審議が行われたいくつかの

## 一) 民法(債権法)改正検討委員会案

正検討委員会の策定にかかる「債権法改正の基本方針」にまで遡るのが有益である。 民法一〇二条の改正過程を理解する上で、法制審議会の部会が立ち上がる前身として組織された民法 (債権法) 改

討を重ね、 平成一八(二〇〇六)年一〇月に設立された同委員会は、同年一二月の第一回全体会議を皮切りに二年を超える検 この中で、代理人の行為能力に関する方針は、【1.5. 平成二一(二〇〇九)年五月、 六四二項目に及ぶ「債権法改正の基本方針」をとりまとめた 27】にある。以下にその内容を掲げる。

### 【1.5.27】(代理人の行為能力)

(1)代理人は、行為能力者であることを要しない。

②【1.5.24】に基づき本人に対して直接にその効力を生ずべき法律行為は、その代理人が制限行為能力者であ ることによってその効力を妨げられない。

\*次のように定めるという考え方もありうる。

(1)本人は、 れない。 して直接にその効力を生ずべき法律行為は、その代理人が制限行為能力者であることによってその効力を妨げら 制限行為能力者に代理権を与えることができる。この場合において、【1. 5. 24】に基づき本人に対

②法令の規定によって代理権を有する者(以下「法定代理人」という。)が制限行為能力者であるときは、 これを取り消すことができる。 理人が本人の名でした法律行為は、当該法定代理人が自己の名でしたのであれば取り消すことができた限りで、 当該法定代

書)に近い案をすでにこの段階で提示していたことがうかがえる。 消すことができた限りで、これを取り消すことができる」とし、前記の最終的な改正内容(改正後民法一○二条ただし 効果面を明らかにする②を加えたものを本案としたものの、同時に、\*以下の案を併記するものとなっている。 民法九九条に相当する上記【1.5. \*②の案は、法定代理人が制限行為能力者であるときは、「当該法定代理人が自己の名でしたのであれば取り 24】(代理の基本的要件)を前提に、現行法に対応する①に加えて、その法律

催の第一五回全体会議で審議がなされた。 (三()()九) 理」に関する方針の策定は、 ここに至る議論の詳細までは明らかでないものの、 全体会議と並行して三〇回の議事を重ね、この間、 年一月一日二 一四日開催の第一 条件・期限を除く法律行為を担当した第二準備会の役割となっていた。この第二準備会 四回全体会議に 具体的な立案は五つに分かれた準備会が担当し、 「代理及び授権」に関する基本方針が提案され、 代理に関する検討を三巡させている。その上で、平成二一 その中で「代 翌二五日開

初から成年被後見人であったときには、 生ずる危険をそのまま負担することになってしまう」ため、「平成一一年の改正により、 その者は保護されるが、 限行為能力者であるときの取消肯定の方針の方が本案とされていた。そして、これは、 のバランスを崩している」と批判する。 して、「とくに、 能力制度へと変更されたことにともない、一〇二条の改正を検討する必要があった」として、 したものであることが明らかにされている。この加藤案によれば、「平成一一年改正後の民法では、[3] これによれば、 親権者が後発的に後見開始の審判を受けたときには本人保護がはかられるのに対し」、「子の出生当 全体会議への提案当時は、 制限行為能力者を法定代理人とする本人は、その制限行為能力者の判断能力の不十分さから その判断能力が不十分なことによる危険を子が負担するのは、 本案と\*案は逆となっていたことがわかる。 加藤雅信教授の提案を参考に 行為無能力制度が制限行為 すなわち、法定代理人が制 かかる提案を行う。 制限行為能力者 明らかに保護 そ

を招いたときには、 摘するものとなっている。 この批判は、 前記 家庭裁判所は親権者の財産管理権の喪失を宣告でき」(民法八三五条)、しかも、 (表2) で示すならば、パターン5 加藤教授が的確に指摘するように、 (代理権付与) とパターン17 「判断能力の不十分さが子の財産の管理の失当、 (代理権消滅) 0) アンバランスを指 その後の平成

在している」。 二三(二〇一一)年改正により新設された親権停止審判(同八三四条の二)等による柔軟な対応が可能となっていると しても、審判前に「親権者としてなした行為は有効であり、本人である未成年者の利益が害されるおそれは、 なお存

このような考え方を第二準備会は支持し、これを本案としたものと思われる。

ところが、この提案を審議した第一五回全体会議では、むしろ\*案が二二名中一六名の支持により採択され、

本案が\*案となった。

そこでの議事内容は定かでないものの、 最終的な提案文書によれば、 以下の解説が付されている。

正を提案することはできず、 象としていない。そのため、現民法一〇二条および一一一条一項二号についても、ここで親族法を含めた抜本的な改 正を含めて検討せざるを得ない。しかし、本委員会の作業対象は債権法を中心としたものであり、 一法定代理に関する限り、 現民法一〇二条および一一一条一項二号に相当する規定を見直すためには、 全面的な見直しは将来の課題とするほかない。」 親族法は当面 親族法の改 一の対

すなわち、積極的な意図において現行法を維持するとの意見ではなく、あくまで親族法を含めた検討を求める慎重

な意見が多数を占めたことを意味する

#### 二) 民法改正研究会案

前記民法 (債権法) 改正検討委員会の活動と並行して、 別の研究者グループによる民法全体の改正が検討さ

民法一〇二条論(清水)

平成二一(二〇〇九)年一月の『日本民法典財産法改正試案』(第二次案)、同年一〇月の『民法改正国民・法曹・学界 案)と、数次にわたる改正案を公表してきた。<sup>(9)</sup> 有志案』(第三次案)、さらには民法総則部分につき、平成二八(二〇一六)年六月の『日本民法典改正案Ⅰ』(第四次 二〇(二〇〇八)年一〇月に『日本民法改正試案』(日本私法学会のシンポジウムに向けた第一次案)を提示し、その後も、 改正検討委員会よりも一年早い平成一七(二〇〇五)年一〇月とされる。その後も、同委員会よりも先んじて、 れていた。これが、前述した加藤雅信教授を代表とする民法改正研究会である。同研究会の発足自体は民法(債権法)

その後に明らかとされた第一次案前の条文案を含めると、民法一〇二条をめぐる同研究会の提案は以下のとおり推

## (a) 平成一九 (二○○七) 年二月一八日事務局案

N条:代理人は、行為能力者であることを要しない。ただし、法定代理人が制限行為能力者である場合には、 る。 自らの行為を取り消すことができる範囲において、法定代理人または本人はその代理行為を取り消すことができ

# Ы 日本民法改正試案 (二○○八年一○月、第一次案)

六三条 代理人の行為能力等

六三条①:代理人は、行為能力者であることを要しない。ただし、次項及び第三項に規定する場合は、この限り

でない。

六三条②:親権者、後見人、保佐人及び補助人は、その代理権の範囲内において、未成年者、成年被後見人、被 十三条(成年被後見人の法律行為)、(新)第十六条(被保佐人の法律行為)及び(新)第十九条 保佐人及び被補助人に代わって、それらの者の親権に服する子の (新) 第九条 (未成年者の法律行為)、 (被補助人の法律行

# ○ 日本民法典財産法改正試案(二○○九年一月、第二次案)

につき、その権限を行使する。

六四条 代理人の行為能力等

六四条①:代理人は、行為能力者であることを要しない。ただし、次項に規定する場合は、この限りでない。 六四条②:親権者、後見人、保佐人及び補助人は、その代理権の範囲内において、未成年者、成年被後見人、被 保佐人及び被補助人に代わって、それらの者の親権に服する子の 為)に基づく同意権、 十三条(成年被後見人の法律行為)、(新)第十六条(被保佐人の法律行為)及び(新)第十九条 代理権又は取消権を行使することができる。 (新) 第九条(未成年者の法律行為)、 (被補助人の法律行 (新) 第

# 団 民法改正国民・法曹・学界有志案 (二○○九年一○月、第三次案)

六五条 代理人の行為能力等

六五条①:任意代理人は、行為能力者であることを要しない。

六五条②:制限行為能力者が、法定代理人となった場合においては、 その代理権の範囲は、 自らが単独でしうる

行為に限られる。

六五条③:前項の場合において、その制限行為能力者の後見人、保佐人及び補助人は、それらの者が制限行為能

力者に対して有する同意権、代理権又は取消権を本人のために行使することができる。

六五条④:未成年者の子が出生した場合において、その未成年者の子の親権の行使については、第八百三十三条

(子に代わる親権の行使)又は第八百六十七条 (未成年被後見人に代わる親権の行使)の定めるところによる。

# (e) 日本民法典改正案Ⅰ(二○一六年六月、第四次案)

(代理人の行為能力等)

第五十六条 任意代理人は、行為能力者であることを要しない。

- 2 家庭裁判所は、 制限行為能力者を法定代理人に選任することができない。
- 3 制限行為能力者は、 親権者となったときは、自らが単独ですることができる行為の範囲内においてのみ親権を

定代理人又は同意権者が、その制限行為能力者の未成年の子のために、 行使することができる。制限行為能力者が単独ですることができない行為については、その制限行為能力者の法 制限行為能力者に対して有する同意権

代理権又は取消権を行使することができる。

4 第八百六十七条(未成年被後見人に代わる親権の行使)第一項の定めるところによる。 前項の規定にかかわらず、未成年の子が親権者となったときは、第八百三十三条 (子に代わる親権の行使)

5 れたときは、第三項の規定を準用する。 第八百三十九条(未成年後見人の指定)第一項又は第二項の規定により制限行為能力者が未成年後見人に指定さ

でもあるため、これを事務局案として提示したものと思われる。 のであり、これは前述のとおり加藤雅信教授の見解に由来する案であったところ、同教授は民法改正研究会の代表者 これら提案の推移からわかるのは、当初の国事務局案は、 債権法改正の基本方針【1.5. 27】\*2の案と同じも

に主張した。 (20) ところが、この事務局案に対しては、同研究会で反対論が強かったとされる。とりわけ、磯村保教授は、次のよう

で不利益を受ける本人の保護を考えるよりも、 行為能力の制限を受ける者が法定代理人となる可能性を認めることが必要ないし適当か。 事務局案のただし書を削除するべきである。 その可能性を排除する方がより直截ではないか。このような観点から この 可能性を認めたうえ

民法一〇二条論 (清水)

も家庭裁判所が制限行為能力者を法定代理人に選任できないとの提案に達した(五六条三項前段)。 提案(六五条二項)が入れられ、さらに、回第四次案では、親権者や遺言で指定された未成年後見人を除き、そもそ こうした議論の結果、心第一次案以降、法定代理における取消肯定案は姿を消すこととなったが、その後、 代理権行使の範囲を、法定代理人としての制限行為能力者が自ら単独ですることができる行為に限る旨の (d) 第三

し難い微妙な要素を含んでいることをうかがわせるものとなっている。 る別案が考えられるところであり、 る取消否定案や取消肯定案のほか、 このように、法定代理人としての制限行為能力者の規律のあり方をめぐっては、代理人となり得ることを前提とす 代理権の範囲を限定したり、そもそも代理人として選任できないものとしたりす 同研究会の各種提案は、こうした案の多様性を示すとともに、そのいずれとも決

## 三) 法制審議会民法 (債権関係) 部会の審議

り上げて紹介するにとどめる りまとめる形で三つのステージを経て行われた。ここでは、民法一○二条に関する実質審議が行われた部分を適宜採 (二〇一一) 年五月)、「中間試案」(平成二五(二〇一三) 年二月)、「要綱案」(平成二七(二〇一五) 会案のうち「民法改正国民・法曹・学界有志案」(第三次案)等を踏まえつつ、「中間的な論点整理」(平成二三 平成二一(二〇〇九)年一一月から開始された同部会での審議は、 つぎに、具体的な立法提案に結びついた法制審議会の民法(債権関係)部会における審議経過をみることとしたい。 前述した債権法改正の基本方針や民法改正研究 年二月) を段階的にと

## (a) 中間的な論点整理(第一ステージ)

まず、「中間的な論点整理」に向けた第一ステージでは、民法一○二条につき、次のような検討事項が示された。⑵

民法第一〇二条は、代理人は行為能力者であることを要しないと定めている。

方も提示されている。 格等にふさわしい判断能力が制度的に担保されていることなどから、 うな考え方に対しては、 については の範囲を自らが単独ですることができる行為に限定すべきであるなどの考え方が提示されている。もっとも、 本人の保護という法定代理制度の目的が達成されない可能性があるという問題が指摘されている。そこで、法定代理 この規律に対しては、 制限行為能力者であっても法定代理人に就任することは可能としつつ、本人保護のために、その代理権 法定代理人については、法定の欠格事由や公的機関による選任や解任の手続により、 制限行為能力者を保護するための法定代理人として他の制限行為能力者が就任した場合には 現行法の規律を改正する必要はないという考え このよ

以上のような考え方について、どのように考えるか。

この基本的内容は、 最終的にとりまとめられた 「中間的な論点整理」 第33の13においても、 次のような形で概ね

維持された。

その代理権の範囲を自らが単独ですることができる行為に限定するなどの制限を新たに設けるかどうかについて、 まえ、 制限行為能力者が就任した場合には、 民法第一〇二条は、代理人は行為能力者であることを要しないと規定するが、制限行為能力者の法定代理人に他の 法定代理については、 制限行為能力者が法定代理人に就任すること自体は可能としつつ、本人保護のために、 本人の保護という法定代理制度の目的が達成されない可能性がある。 これを踏 更

民法一〇二条論 (清水)

一五三 (二八九)

 $\mathbb{H}$ 

に検討してはどうか。

ここでは、前述の民法改正研究会の第三次案が採用した代理権の範囲を限定する考えが紹介され、 検討の対象とし

て明示された。

### (b) 中間試案 (第二ステージ)

しかし、「中間的な論点整理」後の第二ステージでは、以下のような形で、三つの考え方が併記されるに至る。(3)

者の法定代理)に適用される場面に関して、次のような考え方があり得るが、どのように考えるか。 代理人は行為能力者であることを要しないと規定している民法第一〇二条については、法定代理 (特に制限行為能力

【甲案】 制限行為能力者が法定代理人に就任すること自体は可能としつつ、その代理行為の効力について、 理人である制限行為能力者が自己を当事者としてしたのであれば取り消すことができる限度で、本人又は民法第 一二〇条第一項の取消権者がこれを取り消すことができる旨の規定を設けるものとする。 法定代

乙案 人である制限行為能力者が自己を当事者としてするのであれば単独ですることができる行為の範囲に制限する旨 制限行為能力者が法定代理人に就任すること自体は可能としつつ、その代理権の範囲について、 法定代理

の規定を設けるものとする。

的措置を講じないものとする。 代理人は行為能力者であることを要しない旨の規定(民法第一〇二条)を維持し、 甲案、 乙案のような立法

すなわち、甲案は「債権法改正の基本方針」の\*案 (加藤雅信提案)、乙案は民法改正研究会の第三次案、丙案は同

「基本方針」の本案に近い現状維持案となっている。

行為能力者に限る」との案も検討すべきであるとの意見が弁護士会の議論で出てきたので紹介するとの話があり、 まりは、 そして、部会第三三回会議においては、さらに、岡正晶弁護士(第一東京弁護士会所属)より、「法定代理について 民法改正研究会の第四次案に近い案(いわば丁案)も提示されている。

終的な法律案の方向性を決したように思われる。 議 このように、大きく異なる四つの考え方が並べられ、これらをもとに議論がなされた点において、 (議事録一一~一五頁)と、その約一月後に開催された第一分科会第一回会議(議事録三八~四三頁) (35) この第三三回会 での審議が、

最

見としては甲案を支持する。鹿野菜穂子幹事もまた、迷いもあるとしつつも、甲案の支持にまわり、欧 務めた民法 (大阪弁護士会所属) この議事の中では、 本条に関する議事の最後、 (債権法) 改正検討委員会第二準備会での提案と同様、甲案を支持する立場を明らかにしたほか、 の中井康之委員が、弁護士会では甲案の支持がなく、乙案と丙案が多いと述べつつも、 山本敬三幹事が、 念押しするかのように、以下のとおりの丙案批判を展開する。 丙案を支持される方が学者サイドでは多かったと述べつつも、同人が主査を 中井委員は、 自身の意 弁護士 さ

案でも乙案でもないという解釈を採るということだと理解をしているんですね。ですから結局、 法定代理人に制限行為能力者が選任されても、 丙案の前提というのは、 何も規定しない、 すなわち行為能力者であることを要しないという規定を維持するから その行われた行為については取消しも代理権の範囲の制限もない、 これは取引安全の保

護を結果的には図ることになり、 その限りにおいて、本人の保護に欠けるのではないか。ということで、 私自身は丙

案は疑問だと思っています。

考えなければいけないのではないかという気がします。 で図るのが適切ではないか。そうすると、 裁判所が取引の安全の保護について配慮すべきだという意見があるとすれば、他方で、本人の保護も一定のレベル 親族法の改正を待つというよりは、丁案がないのであれば、 甲案か乙案で

「中間試案」をとりまとめるとの方向性が確定的となった。 <sup>(3)</sup> その結果、 同部会第六四回会議に出された「中間試案のたたき台①」(部会資料五三)以降は、 甲案を主軸として

第4の2 代理人の行為能力(民法第一〇二条関係)

民法第一〇二条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 制限行為能力者が代理人である場合において、その者が代理人としてした行為は、行為能力の制限によっては
- 取り消すことができないものとする。
- (2) であるときは、本人又は民法第一二〇条第一項に規定する者は、当該行為を取り消すことができるものとする。 人が代理人としてした行為が当該法定代理人を当事者としてした行為であるとすれば取り消すことができるもの 上記(1)にかかわらず、 制限行為能力者が他の制限行為能力者の法定代理人である場合において、当該法定代理

#### (c) 要綱案(第三ステージ)

資料七九−一、七九−二、七九−三)の段階ですでに、改正後の民法一○二条と同じものが提示されていた。 こうした流れは、 第三ステージにも引き継がれ、 部会第九○回会議に出された「要綱仮案の原案 (その1)」

第3の3 代理人の行為能力(民法第一〇二条関係)

民法第一〇二条の規律を次のように改めるものとする。

制限行為能力者が代理人としてした行為は、行為能力の制限によっては取り消すことができない。ただし、 制限

行為能力者が他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為については、この限りでない。

(注1)民法第一三条第一項に掲げる行為(被保佐人がその保佐人の同意を得なければならない行為)に次の行為を加え

るものとする。

民法第一三条第一項に掲げる行為を制限行為能力者の法定代理人としてすること。

(注2)民法第一二〇条第一項に次の規律を加えるものとする。

制限行為能力者が他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為は、 当該他の制限行為能力者又はその承継人

も、取り消すことができる。

その後、 部会第九七回会議に出された「要綱案の原案 (その1)」(部会資料八四-一) において、改正後民法一〇二

条ただし書に基づく取消しの取消権者につき、これを規律する同一二〇条一項の内容を、「行為能力の制限によって

民法一〇二条論 (清水)

限行為能力者を含む。)又はその代理人、 取り消すことができる行為は、 とする要綱案に改め、これが最終的な改正法となった。 制限行為能力者(他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為にあっては、 承継人若しくは同意をすることができる者に限り、 取り消すことができる」 当該他の制

#### (四) 小括

が、 のとして整理できよう。 して採用されていたにもかかわらず、 転して有力メンバーの支持の下、中間試案に採用され、その方向での立法に結び付くとの特異な経緯をたどったも 以上にみたように、民法一〇二条、とりわけ同条ただし書の改正をめぐる議論は、 民法 (債権法) 改正検討委委員会においても、 最終案には盛り込まれなかったところ、法制審議会民法(債権関係) 民法改正研究会においても、 いずれも出発点においては叩き台と 取消肯定を主張する加藤雅信案 部会では

#### 五 検 討

# 一) 序 説 — 法定代理における取消肯定案の批判的考察

点からは、 これは民法の意思表示規定に底流する意思主義と表示主義との調整をめぐる問題の一環ともみられる。 これまでの考察からもわかるように、とりわけ法定代理人としての制限行為能力者が行った代理行為の効力につい 本人保護を重視して取消しを肯定するか、取引安全を重視して取消しを否定するかが一つの分析軸となるため 取引の動的安全を重視し本人を犠牲にしてでも相手方を保護してきたかつての解釈論からの揺り戻しとし そのような観

もいえ、今般の改正による取消肯定案(30) て、本人に帰責性がない以上、相手方を犠牲にしてでも本人を保護すべきとの解釈論が展開されるのが近時の傾向と (民法一○二条ただし書)の採用も、その延長において理解し得る。

えつつも、なお相手方の取引安全を重視して取消しを否定する立場を採ることも不可能ではないであろう。 しかし、 前述した代理制度の信頼維持という本来的な立法趣旨(前記二(三)参照)からは、 上記近時の傾向を踏ま

### (二) 本文とただし書の峻別の当否

者が代理人としてした行為」は取消否定となるというように、カテゴリカルに峻別できるか、 との点が法定代理には当てはまらず、取消しを否定すれば本人の保護にならないとの点も、そのことと、 かはやや疑わしいように思われる。以下のいくつかの問題を指摘できよう。 能力者が他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為」の取消肯定とが完全に対応し、その他の「制限行為能力 また、前述した民法一○二条の一般的な立法趣旨である、 自ら代理人を選任した本人の不利益の甘受(立法趣旨的 あるいは峻別してよい 「制限行為

項 取消権は付与されないために当然に取消否定とならざるを得ないものの、そのような者も事理弁識能力が不十分であ 補助人は、 がなお問題となり得る。 ることには違いなく、 項一〇号括弧書) 第一に、任意後見契約が発効した後の本人や、代理権付与審判のみで同意権付与審判を経ない補助類型における被 があるために、本来は成年後見類型相当の能力(事理弁識能力を欠く常況)であったとしても、「本人の利益のため 分類上、 参照)、そのような者が法定代理人になった場合や、法定代理人がそのような者になった場合は 制限行為能力者にあたらないため その者を無条件に法定代理人として処遇することはやはり本人の保護にならないのではないか とりわけ、 任意後見の場合は、法定後見に対する優先性 (被補助人につき、民法二〇条一項括弧書 (任意後見法四条一項二号、一 (債権法改正後は同一三条 一〇条一

のであろうか。 代理行為が無条件に認められ、 特に必要があると認めるとき」でなければ任意後見契約が発効し、本人は完全行為能力者として処遇されることとな の改正民法一〇二条ただし書の立法者が懸念する「本人の保護にならない」事態に実質的に直面するにもかかわらず、 (任意後見契約上の) 当該本人によって法定代理権を行使されることで効果が帰属する方の本人は、 取消しも否定される結果、不利益を甘受せざるを得なくなるが、果たしてそれでよい

らの場合の本人は、任意後見人としての制限行為能力者がした行為を取り消すことができない(民法一○二条本文)と となったりした場合にも、 為能力者となったり、任意後見契約の発効後に任意後見人となった者が保佐・補助開始審判を受けて制限行為能力者 を甘受すべきであるとの理屈になると思われるものの、たとえば、任意後見契約締結当時は制限行為能力者ではな の)制限行為能力者になった場合に、任意後見人はあくまで委任契約に基づく任意代理人であると考える以上、これ るのであろうか。 かった者を任意後見受任者とする契約を締結したところ、その後、当該受任者が保佐・補助開始審判を受けて制限行 の問題がある。確かに、この場合の本人は自ら代理人を指名しているため、 第二に、(未成年者以外の) 将来、 制限行為能力者が任意後見人になった場合や、任意後見人が 制限行為能力者になるような者を指名したとして、 制限行為能力者の代理行為による不利益 なお不利益を甘受すべきといえ (未成年者・成年被後見人以外

けて制限行為能力者となった場合にも、 べきといえるのかも問題となろう。すでに被保佐人や被補助人となっている者にあえて任意代理権を本人自ら付与し 第二の点の延長上の問題として、純粋な委任契約等による任意代理人が、途中で保佐 保佐・補助の開始は代理権消滅事由でない以上、これによる不利益も甘受す 補助開始 始審判を受

24 25 . 27 . 28 が負うべきと解するのであるとすれば、法定代理人が事後的に制限行為能力者となる場合 理権を付与した後に被保佐人・被補助人となったような場合は、 た場合は、これによる不利益は本人自ら甘受すべきとする取消否定の趣旨が妥当するものの、 任意代理人が事後的に制限行為能力者となるリスクは、 のリスクもまた本人が負うべきであって、 同様に取消否定を導くことになると解すべきであろう。 果たして同様の趣旨が妥当するといえるのであろう 相手方に転嫁すべきものではなく、あくまで本人 (表2の18 逆の時系列で、 . 19 . 21 . 任意代

理屈も考えられなくもないが、そのような議論の形跡はみられず、立法の手落ちではないかと思われる。 理人」とはいえず、同条本文の原則に従って取消否定となるのではないかが問題となる。この場合、代理権付与審判 は被補助人本人の同意を前提とするため(民法八七六条の九第二項・八七六条の四第二項)、実質的に任意代理に近いとの 補助人は制限行為能力者に当たらないために、改正後の民法一○二条ただし書にいう「他の制限行為能力者の法定代 に挙げたケースとは異なり、法定代理人は制限行為能力者であり、 保佐・補助審判を受けて制限行為能力者になった場合や、逆に制限行為能力者がかかる補助人になった場合は、 第四に、 些末な点かもしれないものの、代理権付与審判のみで同意権付与審判を経ない補助類型における補助 取消可能と思われるものの、その場合における被 人が

が問われるものの、 とで生ずる不利益を不在者本人は甘受すべきといえるのであろうか。 選任した不在者財産管理人 と定めたことから、 第四の点の延長上の問題として、 この点も法制審の部会において特段の議論はみられない。 その他の法定代理においては取消否定となるがそれでよいかが問題となる。 (民法二五条一項) 改正後の民法一〇二条ただし書が「他の制限行為能力者の法定代理人」 が制限行為能力者であった場合に、 法定代理制度間で効果を区別することの合理性 その代理行為の取消しを否定するこ たとえば、 裁判所が

### 三) 本人の不利益性の実質的検討

三類型は、 理取引を行う権限があると信頼することは、一般には正当な理由があるものといえる。そのリスクを本人保護の理由 との裁判所の判断を経由して選任された後見人等が仮に制限行為能力者であったか、あるいは選任後に制限行為能力 開始後の後見人等の事務は裁判所によって監督される。このような裁判所の関与を前提に置くならば、 度の発動を前提とする存在にすぎないことを想起すべきである。とりわけ成年後見制度に属する後見・保佐・補助 者になったとしても、 者による代理行為は本人にとって類型的に不利益となり得ると短絡的に捉えてよいかとの問題提起も可能である。 家庭裁判所の審判によって開始され、かつ、保護者としての後見人・保佐人・ 事理弁識能力が不十分との定義を超えて、 民法一〇二条が想定する法定代理人としての制限行為能力者は事理弁識能力が不十分であるから、 取引の相手方において、 かかる司法判断を尊重し、当該後見人等には覆ることのない有効な代 制限行為能力者は、 あくまで民法上の制度に組み込まれ、 補助人が選任され 適任者である る。 この 制

制限行為能力者本人にとって不利益とならない取引が志向されるであろうことに鑑みれば、(ヨ) あるいは当該裁判所によって任意に選任される後見等監督人の監督に委ねるというのがこれまでの後見法の精神で 定代理人としてした取引がその者にとっての本人に不利益となることはさほど多くはならないとの点も指摘できよう。 あるのであって、 結局のところ、 上記の三類型にあっては、 その後見人等による、 裁判所の審判により発生した法定代理権が適正に行使されることの確保は、 制限行為能力者が単体として存在することはなく、常に後見人等の存在とともに 取り消し得る行為の追認 (民法一二二条) や事前の同意権行使等を通じて、 当該制限行為能力者が法 当該裁判所の監督か、

のみから、安易に取引の相手方へと転嫁すべきでないのではないか。

本文)とが競合し、その行使関係をめぐってかえって複雑な法律問題を生ずることとなる。 後見人等に委ねると、 に、当該後見人のために後見監督人が選任されていたとしたならば、重要な財産行為については、当該後見人 あったといえる。 の保佐人が有する同意権 制限行為能力者による法定代理行為の取消しを肯定し、そのコントロールを当該制限行為能力者の かえって混乱を招くように思われる。 (民法一三条一項本文) と、当該後見人のための後見監督人が有する同意権 たとえば、後見人が被保佐人になった場合 (同八六四条 (表 2 の 21

# (四) 法定代理人の適格性と法定代理権の代行・消滅

考え方(前記法制審部会第二ステージにいう乙案や丁案)も成立する余地がある。 理人としての制限行為能力者の代理人適格性が問題となり得る点にも特殊性がある。そのため、 は必ずしも単純なものではない。 益衡量を通じた取消しの肯定・否定では割り切れない第三の立場として、 加えて、本問題は、本人(民法一〇二条ただし書にいう「他の制限行為能力者」) 代理人の権限縮小や適格性の否定といった つまり、この立法論における利益衡量 の帰責性を問題とする以前に、 本人・相手方間の利

## ) 欠格事由の廃止と適格性の個別審査

務に相応しい判断能力が制度的に担保できることを期待できることとを趣旨とする。こうした動向は、 ゼーションの理念に沿わせることと、 後見人等の欠格事由から外した点について言及すると、これは、成年後見制度利用の阻害要因を除去し、 この点に関し、 度利用促進基本計画を受けた欠格条項適正化の新たな法律 平成一一年改正法が、成年被後見人(かつての禁治産者)と被保佐人(かつての準禁治産者)を いずれ家庭裁判所の選任・監督という個別的な能力審査の手続により、 (成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図る 近時の成年後 ノーマライ その職

とするのではなく、 ための関係法律の整備に関する法律)にも受け継がれ、 心身の故障等の状況を個別的、 実質的に審査して、 同法律では、 制限行為能力者であることのみで一律に欠格事由 制度ごとに必要な能力の有無を判断すべきも

のとして、各種の法律を全面的に見直している。

は、 ることに何ら問題はなく、 自己財産の管理能力を示すはずの行為能力と他者財産の管理能力を示すはずの法定代理人の能力とは制度上異なり得 に法定代理人としての適格性を常に示すというものでもないであろう。「制度ごとに必要な能力」という意味では いち早く見直された後見人等の欠格事由廃止も同様の趣旨であり、 ノーマライゼーションの理念に合致するとはいえ、それのみで適格性を無条件に認めるわけにもいかないであろ むしろ自然ですらある。それゆえ、法定代理人としての制限行為能力者を広く認めること それゆえ、 欠格事由となっていないことが、 逆

う。 権代行の規律は及ばなくなったため、その適用範囲は戦前より狭くなったとはいえるものの、(※) 旨とする規定である。 らの規定によれば、 て、子をもつ未成年者であっても、ひとたび婚姻をすれば成年に達したものとみなされることとなり、 自分自身が親権に服しておりながら、その上にまたその子をしてその親権に服せしめることは不都合であることを趣 該未成年者に親権者や未成年後見人がいる場合はそれらの者が当該未成年者に代わって親権を代行することとなる。 この点に関して、 (b) 法定代理権の代行 本来であれば、子をもった未成年者がその子の親権者として法定代理権を行使し得るところ、 親権者・未成年後見人の親権代行に関する規律 戦後の家族法改正により、 未成年者の婚姻による成年擬制の規定 (民法八三三条、八六七条) (民法七五三条) いわば制限行為能力者 が参考となろう。これ その場合は親 が新設され

(未成年者)の法定代理人(親権者)適格を否定するものと解されている。

の代理行為は無権代理となるものと解されている。 理権を失うとまでは規定していないことから、居所指定や職業許可のような親子間の内部関係における親権行使とは 併存する形でなお当該未成年者において行使できるとの解釈も成り立ち得るところであるが、 本稿の観点からは、 対外的な代理権に関しては、 これらの規定が、「代わって親権を行う」とのみ定め、 取引安全の観点からも、 当該未成年者の親権者・未成年後見人の法定代理権と 代行される子をもつ未成年者が法定代 一般には当該未成年者

趣旨を一般化し、自分自身が後見人等の保護に服しておりながら、その上にまたその本人をして当該制限行為能力者 為能力者が親権者になるような場合(表2の5・9・13)や、さらには、およそ法定代理人が事後的に制限行為能力者 権を代行させるべきこととならないかとの問題である。 の保護に服せしめることは不都合であるといえるような場合には、当該後見人等に、当該制限行為能力者の法定代理 になるような場合(表2の17~28)一般にも妥当するものといえないであろうか。すなわち、民法八三三条等の前記 ともあれ、このような規律は、 未成年者が親権者になるような場合のみならず、成年後見における三類型の制限行

たる 消すことができる場合、 れるばかりか 「他の制限行為能力者」 その場合の後見人等の取消権は、もはや直接的な保護対象である当該制限行為能力者のためにではなく、 改正後の民法一〇二条ただし書が適用され、法定代理人としての制限行為能力者がした代理行為を取り (改正後の民法一二〇条一項括弧書)、 その取消権は、当該制限行為能力者のほか、本人に当たる「他の制限行為能力者」に与えら のために行使されることとなるのであって、そのこと自体、当該後見人等が当該制限行 当該制限行為能力者の代理人である後見人等にも与えられるのであ

延長で、 る「他の制限行為能力者」のために同意権を行使し、その者を間接的に保護する仕組みといえる。こうした仕組みの(፡፡) 正後の同条一項一〇号、 かる立法の可能性も検討すべきであったといえよう。 された重要な財産行為を制限行為能力者の法定代理人としてすることを同意の対象として追加していることから に等しいものとなっている。 為能力者に付与される取消権を代行し、当該本人たる「他の制限行為能力者」を間接的に保護する仕組みを創出する 法定代理権の代行というものは認められないのであろうか。民法一〇二条を改正するのであれば、本来、 一七条一項ただし書)、これもまた、法定代理人たる制限行為能力者の保佐人・補助人が本人た 併せて、保佐人・補助人の同意権についても、 民法一三条一項一号から九号までに列挙 か

#### と 法定代理権の消滅事由

でどう評価すべきかも問題となる。 えるならば、親権者・後見人が被保佐人になるパターン(表2の18・21)についても法定代理人としての地位を否定 事由とされていること(民法一一一条一項二号)の見直しも検討に値しよう。 の抵触も問題となり得るが、他方で、前述した大審院判例 また、法定代理人の適格性の問題に関連して、現在、 つまりは、 上記の代理権消滅事由に保佐開始審判を追加するに等しいものとなっているため、この点を現行法下 制限行為能力者の類型中、 (前掲大判明治三九年四月二日)は、 前述したノーマライゼーションの理念と 後見開始審判だけが代理権 これを現行法に置き換 の消滅

場面は、 で代理権が当然に消滅しないものと解される以上、親権者・後見人が事後的に保佐開始審判を受けて被保佐人となる この点 取引の相手方を制限行為能力リスクから解放し、 被保佐人が親権者になったり、 被保佐人が (適格審査の上で)後見人になったりする場面 相手方は逐一能力制限の有無を確認しなくてもよいとの本 (表2の9 10

稿の立場を前提とすればなおのこと代理権を消滅させるべきではないこととなろう。相手方として、親権者・後見人 適当であることにより子の利益を害する」ことを理由に、管理権喪失や親権喪失・停止の審判をしたりすることで では期待できず、また、保佐類型の場合は外見上も被保佐人であるとの判別がつくとは限らず、 ると見抜けなかったとしてもやむを得ないと考えられるからである。この場合、本人保護は、「後見の任務に適しな の代理権証明を求めることは期待できるとしても、後見登記を通じた親権者・後見人自身の能力証明を求めることま (同八三四条~八三五条)、図るべきこととなろう。 があるものとして、裁判所の職権による後見人の解任をしたり(民法八四六条)、権限の「行使が困難又は不 制限行為能力者であ

説明である。 ある程度のリスク回避は可能と思われることから、 るものの、同類型の場合は、保佐・補助類型と比べても、外見上、成年被後見人ではないかとの判断はつきやすく、 られる。 人に不利な取引がなされやすく、そのため、成年被後見人を一律に法定代理人として扱わないこととしたものと考え の観点からの例外事由として説明されよう。すなわち、成年後見類型の場合は、 こうした観点からは、民法が三類型中、後見開始審判のみを代理権消滅事由としているのは、これこそが本人保護 その分、相手方にとっては、無権代理や意思無能力無効のリスクが高くなり、取引の安全を害することとな 相手方の取引安全にとってのやむを得ない例外的制約であるとの 判断能力を欠く常況にあるために本

## (五) 任意代理と法定代理の質的相違

として、任意代理と法定代理との質的相違を指摘したい。 最後に、法定代理にあっても、 制限行為能力者がした代理行為の取消しを否定することに合理性があることの論拠

民法一〇二条論 (清水)

5 任意代理と法定代理の基本的相違は代理権付与が本人の意思に基づくか否かであり、今般の改正でも、 制限行為能力者の代理行為の取消しを否定するか肯定するかを分けているところである。 この相違か

よう。 てい 安易に無権代理にしたり取消しを認めたりすると、 得ないことから、 するものである。 スクを秘めている。 直接取引には意思無能力無効のリスクが伴うため、これを回避して法定代理人との取引が志向されるところ、これを 作用をもたらしかねない点に、任意代理と比較した特徴がみられる。これを成年後見制度についていえば、本人との 人自ら法律行為を行うことに何らかの妨げがあるものの、 にもかかわらず、 しかし、 ない か否かにあるものと思われる。 本問題の利益衡量を行う上で重要な両代理の本質的相違は、 その取引の安全が確保されないと、本人が取引社会から忌避され、処分不能の財産を生ずるとの副 その結果、 私的自治の拡充の観点から他者に代理権を付与するものであるのに対し、法定代理においては、 代理行為の取消しによる一時の本人保護は、 法定代理においては、本人との直接取引が敬遠され、法定代理人との取引によらざるを 任意代理においては、本人自ら法律行為を行うことが何ら妨げられてい 取引の安全が妨げられ、本人が取引社会から疎外されか 私的自治の補充の観点から他者に代理権を かえって総体的な本人保護には役立たないともいえ 本人自ら法律行為を行うことが何ら妨げられ (法律上) ねない な 本 IJ

律行為の代理を典型的 産の物理 法定代理の一般的特徴として、 単なる一回的な意思表示を行う能力だけでは測ることのできない要素が入らざるを得ないであろう。 的管理を含めた財産管理行為を伴うのが一般的であり、 なイメージとする任意代理とは異なり、 いわゆる財産管理権との結び付きを指摘できる。 法定代理の場合は、 そうであるならば、 親権 法定代理人の適格性と述べる場 委任状による一回 後見を典型として、 きりの法 有体財 つまり

任意代理と対置されるべきは法定財産管理であって、これらの対比の中で取消しの肯否や適格性が検討されなければ

#### 六) 本稿の結論

ならないように思われる。

価、 これを積極的な意味において維持すべきというのが本稿の差し当たりの結論となる。 と、本文・ただし書の適切な切り分けに成功しているとは思われないこと、取消否定による本人の不利益性の過小評 代理を認めた法制度の枠内で事前に回避すべきが穏当である。民法一〇二条の本来的な立法趣旨からはもちろんのこ 一〇二条は、改正前の条文の方がむしろ合理的であり、法制審における丙案(現状維持案)のニュアンスとは異なり、 以上を踏まえるならば、 法定代理人の適格性や法定代理権の代行・消滅をめぐる立法態度との対比等に鑑みても、 法定代理 (法定財産管理) の場合は、代理行為の取消しによる相手方へのリスク転嫁は、 結局のところ、

図式の中での議論に終始したため、今般の改正が加えられてしまったのはやむを得なかったものと考える。本稿も、 めぐりめぐって元のところへたまたま舞い戻ってきたにすぎない。 本人保護を重視して取消しを肯定するか、それとも取引安全を重視して取消しを否定するかといった二項対立に近い ただ、これまで、同条の立法趣旨が厳密な意味で捉え切れておらず、代理制度全体の中での位置づけも曖昧なまま、

#### 六 結 語

数百条にわたる今般の債権法改正の中で、 たった一ヶ条を取り出しただけでもこのような複雑な利益衡量が潜んで

民法一〇二条論(清水)

可解な点が多い立法でもあった。 を代理行為の取消否定に限定し、代理権授与行為の取消しの遡及効否定に言及しなかった理由は何かなど、何かと不6%) ねるというのが賢い選択であったように思われる。 いる点に鑑みるならば、検討対象の範囲外にはみ出す可能性のある境界線上の規定の検討はやはり、将来の検討に委 本稿で指摘した他にも、 改正後の民法一〇二条本文が、 その効果

改正される以上、その文言をベースとした運用を始めるほかないが、本稿で指摘した種々のパターンや考慮要素に

鑑み、柔軟な対応を心がけるべきであろう。

- 法制審議会第一六○回会議(二○○九年一○月二八日開催)で提案された諮問第八八号参照
- 2 「民法(債権関係)部会における今後の審議の進め方について」(民法(債権関係) 部会資料四)参照
- 3 これに関連して改正された民法一三条一項一○号、一二○条一項括弧書も必要に応じて採り上げる。
- 4 中山知己「代理人の能力について」椿寿夫=伊藤進編『代理の研究』三九七頁以下(日本評論社、二〇一一年)がある。 る代理(三)」名城法学四一巻二号九六頁以下(一九九一年)、大村敦志『民法読解総則編』三七五頁(有斐閣、二〇〇九年)*、* 四二頁 参照し易い原典として、法務大臣官房司法法制調査部監修『日本近代立法資料叢書一法典調査会民法議事速記録一』三五 (商事法務研究会、一九八三年)。また、民法一○二条の審議を紹介する先行業績として、柳勝司「委任契約におけ
- 5 人にはなれなかったものの、任意代理人になることは可能であった。他方、法定代理人であれ、任意代理人であれ、 確かに、当時の民法に照らしても、禁治産者は後見人の欠格事由であったため、未成年者や準禁治産者と同様、 (後見開始審判)は代理権の消滅事由とされる(民法一一一条一項二号)。 就任後の
- (6) もちろん、不在者財産管理人が禁治産者・準禁治産者になるパターンなど、行為能力制度外の法定代理にも射程が及び得 るが、この点は今回の債権法改正でも議論が及んでいないため、本稿では、後に若干の検討を加えるにとどめる。

- (7) 内田貴『民法Ⅰ〔第四版〕』一六二頁(東京大学出版会、二○○八年)。
- 8 於保不二雄ほか編『新版注釈民法4』三七七頁〔中川淳=小川富之〕(有斐閣、二○一五年)。
- 為能力によるリスクは甘受せざるを得ず、問題は生じないものとみられる。 理取引として扱われ 条本文)、その結果、後に制限行為能力を理由に取り消されるリスク(前記法典調査会の審議においても、この点が質問され かみなされない場合は、そもそも相手方は当該代理人を当事者本人とみていた以上、一般の直接取引の場合と同様に、 直接取引とみなされた以上、取消可能であることが確認された。)が考えられるものの、相手方が悪意又は有過失の場合に代 他にも、代理人となった制限行為能力者が顕名を怠ったことで当該制限行為能力者との直接取引とみなされ(民法一〇〇 (同条ただし書)、その場合は取消しが否定されることとなるほか、善意無過失ゆえに直接取引としてし 制限行
- 研究者として知られる佐久間毅は第五準備会の構成員となったため、第二準備会での審議には関与していない。 第二準備会は、山本敬三を主査として、磯村保・横山美夏・内田貴・筒井健夫を合わせた五名により構成された。 代理の
- (11) 二○○七年六月二三日(第六回)、七月二七日(第七回)、二○○八年八月一日(第二三回)、九月六日(第二三回)、九月 七日(第二四回)、一二月二六日(第二八回)において代理が検討された。
- 12 加藤雅信『新民法大系Ⅰ〔第二版〕』三○一頁(有斐閣、二○○五年、初版二○○二年)。
- 13 (債権法)改正検討委員会編『詳解・債権法改正の基本方針Ⅰ』二一○頁(商事法務、二○○九年)。
- 権法) 改正検討委員会ホームページからダウンロード可、二〇一九年九月五日最終確認)。 二〇〇九年一月三一日事務局長作成にかかる「提案審議(第一読会)の覚書(第一五回全体会議)」四頁参照 (民法 **(債**
- 民法 (債権法)改正検討委員会編・前掲注(13)詳解・債権法改正の基本方針Ⅰ二○九頁
- 民法改正研究会『民法改正と世界の民法典』四九三頁以下(信山社、二〇〇九年)。
- と世界の民法典五四五頁以下 加藤雅信 「日本民法典財産法改正試案」判タ一二八一号五頁以下(二○○九年)、民法改正研究会・前掲注(16)民法改正
- 民法改正研究会編『民法改正国民・法曹・学界有志案 (法律時報増刊)』一一○頁以下 (日本評論社、二○○九年)。

- (19) 民法改正研究会『日本民法典改正案I』一頁以下(信山社、二〇一六年)。
- (20) 民法改正研究会·前揭注(19)日本民法典改正案Ⅰ四七二頁以下。
- 権関係)の改正に関する検討事項⑧」(部会資料一三一二)七七頁以下参照 平成二二 (二〇一〇) 年七月二〇日に開催された法制審議会民法 (債権関係) 部会第一二回会議の議事録及び「民法
- (22) この「中間的な論点整理」の公表に際して行われたパブリックコメントに対しては、二二の団体・個人から意見が寄せら 多い状況であった。 検討対象として明示されなかった取消肯定案(最終的な改正案)を積極的に提示するものはみられず、代理権範囲限定案に対 する意見が出されたものの、八の団体(札幌弁、仙台弁、横浜弁、愛知県弁、大阪弁、福岡弁、堂島有志、日大民研・商研) から現状維持の意見が出されたほか、最高裁や弁護士個人からも取引安全の観点から慎重に検討すべきとする意見が出された。 五))。これによれば、六の団体・個人(日司連、東弁、二弁、兵庫県弁、親和会、弁護士個人)から代理権の範囲限定に賛成 れた(「『民法(債権関係)の改正に関する中間的な論点整理』に対して寄せられた意見の概要(各論4)」(部会資料三三-して誘導的に賛成を示す意見とこれに反対して現状維持を示す意見とに大きく二分化し、どちらかといえば現状維持の意見が
- (2) 平成二三(二〇一一)年一〇月一一日に開催された法制審議会民法(債権関係) (債権関係)の改正に関する論点の検討②」(部会資料二九)五八頁以下参照 部会第三三回会議の議事録及び「民法
- 24) 前掲注(二三)部会第三三回会議議事録一一頁。
- 井健夫・山本敬三というメンバーであった。 第一分科会は、分科会長に中田裕康、委員に内田貴・中井康之・永野厚郎、 幹事に岡崎克彦・鹿野菜穂子・ 高須順 ・筒
- 平成二三(二〇一一)年一一月八日開催の第一分科会第一回会議の議事録参照
- 磯村保とともに、民法一○二条維持を主張していたとされる(民法改正研究会・前掲注(19)日本民法典改正案Ⅰ四七二頁参 この議事の四年以上前の平成一九(二○○七)年三月四~五日、鹿野幹事は、 前述の民法改正研究会のメンバーとして、

- が多数となった。 消肯定案が提示されることのなかった「中間的な論点整理」への意見から一転して、微妙ながらも取消肯定案に賛成する意見 弁、長野弁、大阪弁、愛知弁司法制度調査委、堂島、日大、個人三名)から反対の意見が出された。現状維持の意見が多く取 連消費者委、東弁、二弁、広島弁、平田総合、慶大、個人四名)から賛成の意見が出され、一〇の団体・個人(札幌弁、 ら意見が寄せられた(「『民法(債権関係)の改正に関する中間試案』に対して寄せられた意見の概要(各論1)」(部会資料 七一-二))。これによれば、とりわけ、取消肯定案を提示する②につき、一二の団体・個人(最高裁(多数)、日弁連、 この「中間試案」の公表に際して行われたパブリックコメントに対しては、⑴につき二五、⑵につき二三の団体・個 人か
- に、部会第九○回会議や第九五回会議では、そのような理解を前提とする質問が複数なされていたことから修正を加えたもの と思われる。 原案の表現では、「当該他の制限行為能力者」の代理人には取消しが認められないかのような誤解を与えがちであり、 現
- 通説とされていたものの、近時は否定説が有力とみられる(拙著「後見上の無権代理と本人への帰責」小野幸二先生古稀記 『二一世紀の家族と法』二六三頁以下(法学書院、二〇〇七年)参照)。 代理に関する一例として、法定代理権について表見代理が成立するかをめぐる議論を挙げることができる。かつて肯定説
- もなる。 人に不利益な取引が行われないように、適宜助言をしつつコントロールを図る方がコストがかからず、ひいては本人の利益と 後見人等よりみれば、本人の自由な行動に委ねた上で、本人に不利益な取引を事後的に取り消して清算を図るよりも、本
- 32 小林昭彦=原司 『平成一一年民法一部改正法等の解説』二三三頁以下(法曹会、二〇〇二年)参照
- 33 於保不二雄ほか編『新版注釈民法②〔改訂版〕』一七三頁〔明山和夫=國府剛〕 (有斐閣、二〇〇四年)。
- 34 法七五三条は削除されることとなった(二○二二年四月一日施行)。 もっとも、 成年年齢の引下げに関する平成三〇年改正法により婚姻適齢と成年年齢とが一八歳に統一されたことから、 民
- (35) 於保不二雄ほか編・前掲注(33)新版注釈民法②一七九頁

- 否である。文理解釈からは可能となるが、そのような運用を認めることには少なからず違和感があろう。 とするにあたり(同一七条一項ただし書)、同一三条一項一○号のみを除外することが可能かが問われよう。すなわち、 範囲とまったく同じになる。)、他者(他の制限行為能力者)の財産管理にあたっては補助人の同意を要しないとする扱いの当 財産管理にあたっては補助人の同意を要するとしつつも(したがって、この点に関しては保佐における原則的な同意の対象 これに関連して、 補助類型での同意権付与審判において、同意の対象となる行為の範囲を民法一三条一項列挙行為の一 自己 部
- るものとして両場面を区別する 代理の規定中、「代理人の権限は、その者が無能力となり、又は禁止を課される場合には、終了する」(訳文につき、荻野奈緒 年者は、受任者として選任することができる」とする規定を維持しつつも、二〇一六年制定の債務法改正によって創設された ほか訳「フランス債務法改正オルドナンスによる民法典の改正」同志社法学六九巻一号二九四頁(二〇一七年)参照)と定め (民法典一一六○条)、つまりは、未成年者が代理人になることは認めつつ、代理人が無能力者になった場合は代理権が消滅す フランス法は、民法一○二条の制定時に参照された条文の一つであるフランス民法典一九九○条本文が、「未開放の未成
- 九八六年)など。 我妻栄『新訂民法総則』三五二頁 (岩波書店、一九六五年)、四宮和夫『民法総則 〔第四版〕』 二四七頁 (弘文堂
- ある。)、現在の関心がより強い「民法一〇二条論」とした。ただ、思い返せば、著者の本学への入学が今から二八年前の創立 〇二周年の年 本来は、創立一三〇周年に合わせて「民法一三〇条論」を展開したかったものの (平成三年)であった。本学とのご縁に感謝しつつ、こじつけながらこれで責めを塞げればと願う。 (同条も今回改正を受けた条文の一つで